

まんのう町国土強靱化地域計画

令和2年6月

香川県まんのう町

目次

第1章 国土強靱化の基本的な考え方

第1節	計画の基本事項	1
1	計画策定の趣旨	
2	計画の位置付け	
3	計画の期間	
第2節	国土強靱化に向けた基本目標	3
1	基本目標	
2	事前に備えるべき目標	

第2章 対象とする災害

第1節	まんのう町の概要	5
1	位置	
2	気候	
3	人口	
第2節	まんのう町における主要な災害リスク	7
1	災害履歴	
2	本町の主要な災害リスク	
3	対象とする災害	

第3章 脆弱性評価

第1節	脆弱性評価の手順	19
第2節	脆弱性評価の結果概要	20
1	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定	
2	脆弱性評価の結果	

第4章 国土強靱化に向けた対応方策

第1節 対応方策の体系 27

第2節 リスクシナリオに応じた対応方策 32

- 事前に備えるべき目標① 大規模災害等が発生したときでも人命の保護が図られること
- 事前に備えるべき目標② 大規模災害等の発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われること（それがなされない場合の必要な対応を含む）
- 事前に備えるべき目標③ 大規模災害等の発生直後から必要不可欠な行政機能が確保されること
- 事前に備えるべき目標④ 大規模災害等の発生直後から必要不可欠な情報通信機能が確保されること
- 事前に備えるべき目標⑤ 大規模災害等の発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせないこと
- 事前に備えるべき目標⑥ 大規模災害等の発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧が図られること
- 事前に備えるべき目標⑦ 制御不能な二次災害を発生させないこと
- 事前に備えるべき目標⑧ 大規模災害等の発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること
- 事前に備えるべき目標⑨ 地域住民一人ひとりが防災・減災への備えに取組み、自助・共助に基づく地域防災力を高めること

第5章 施策の重点化

第1節 施策の重点化の考え方 59

第2節 重点化すべき施策 60

第6章 計画の推進管理

第1節 計画の推進期間等 61

第2節 計画の推進方法 61

- 1 施策毎の推進管理
- 2 PDCAサイクルによる計画の着実な推進

参考資料

- 1 まんのう町国土強靱化地域計画策定検討委員
- 2 まんのう町国土強靱化地域計画策定検討委員会設置要綱

第1章 国土強靱化の基本的な考え方

第1節 計画の基本事項

第2節 国土強靱化に向けた基本目標

第1章

国土強靱化の基本的な考え方

第1節 計画の基本事項

1 計画策定の趣旨

東日本大震災等の大規模地震をはじめ、近年、全国的にゲリラ豪雨等による大規模な水害や土砂災害が発生し、大規模自然災害に対する事前の備えを行うことの重要性が広く認識されつつある。本町は、南海トラフ地震による津波被害が発生しない比較的安全な町であるものの、人的・物的被害の発生が想定されていること、台風や集中豪雨による度重なる被害が発生していることから、その対策が重要な課題となっている。

このような中、国の「国土強靱化基本計画」、香川県の「香川県国土強靱化地域計画」が策定され、あらゆる「大規模自然災害」に対して、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った「国土強靱化」の実現に向けた取組みが進められている。

本町においても、あらゆるリスクに対して「災害に強いまんのう町」をつくりあげていくため、国土強靱化に関する施策を計画的に推進することを目的に「まんのう町国土強靱化地域計画」を策定する。

2 計画の位置付け

「まんのう町国土強靱化地域計画」は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」第13条に基づく国土強靱化地域計画である。本町の行政運営の指針となるまんのう町総合計画との整合を図りながら、分野別・個別計画の国土強靱化に関する施策の指針となるものである。

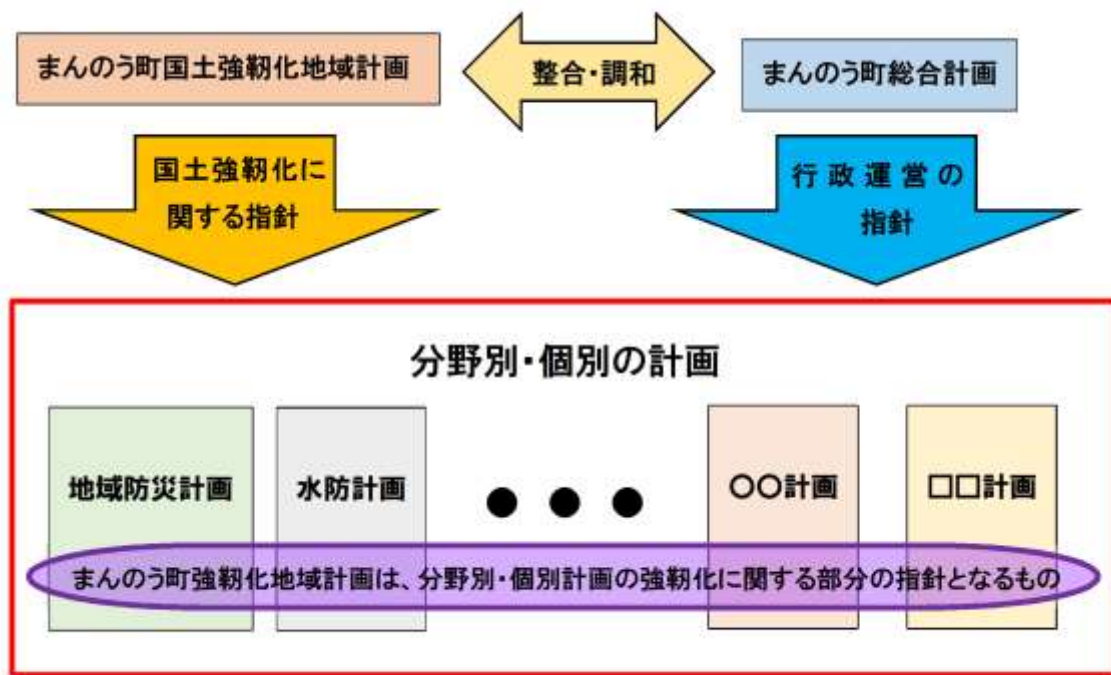


図 まんのう町国土強靱化地域計画の位置付け

3 計画の期間

まんのう町国土強靱化地域計画の計画期間は、令和2年度から令和6年度の5年間とする。

第2節 国土強靱化に向けた基本目標

1 基本目標

まんのう町国土強靱化地域計画の基本目標は、国の基本計画や香川県国土強靱化地域計画を踏まえ、以下のように設定する。

いかなる大規模な自然災害等が発生しようとも

- ① 町民の生命の保護を最大限図る
- ② 本町及び地域社会の重要な機能を致命的な障害を受けずに維持する
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図る
- ④ 本町の迅速な復旧・復興を可能にする

2 事前に備えるべき目標

国土強靱化に向けた基本目標の実現に向け、事前に備えるべき目標として、以下の9つを設定する。

なお、本町の強靱化に関しては、まちの活性化や地方創生につなげていくことを一つの重要な視点として捉える。

- ① 大規模災害等が発生した場合でも人命の保護を最大限図る
- ② 大規模災害等の発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行う（それがなされない場合の必要な対応を含む）
- ③ 大規模災害等の発生直後から必要不可欠な行政機能が確保する
- ④ 大規模災害等の発生直後から必要不可欠な情報通信機能が確保する
- ⑤ 大規模災害等の発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ 大規模災害等の発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- ⑦ 制御不能な二次災害を発生させない
- ⑧ 大規模災害等の発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する
- ⑨ 地域住民一人ひとりが防災・減災への備えに取組み、自助・共助に基づく地域防災力を高める

第2章 対象とする災害

第1節 まんのう町の概要

第2節 まんのう町における主要な災害リスク

第2章

対象とする災害

第1節 まんのう町の概要

1 位置

本町は香川県中讃地域の南部に位置し、平成18(2006)年3月に、琴南町、満濃町、仲南町が合併してまんのう町となった。総面積は194.45k㎡、周囲を高松市、三豊市、丸亀市、善通寺市、琴平町、綾川町、徳島県美馬市、三好市、東みよし

町に囲まれている。交通は、国道32号をはじめとする国道が3路線と、JR土讃線を有し、交通の要所となっている。



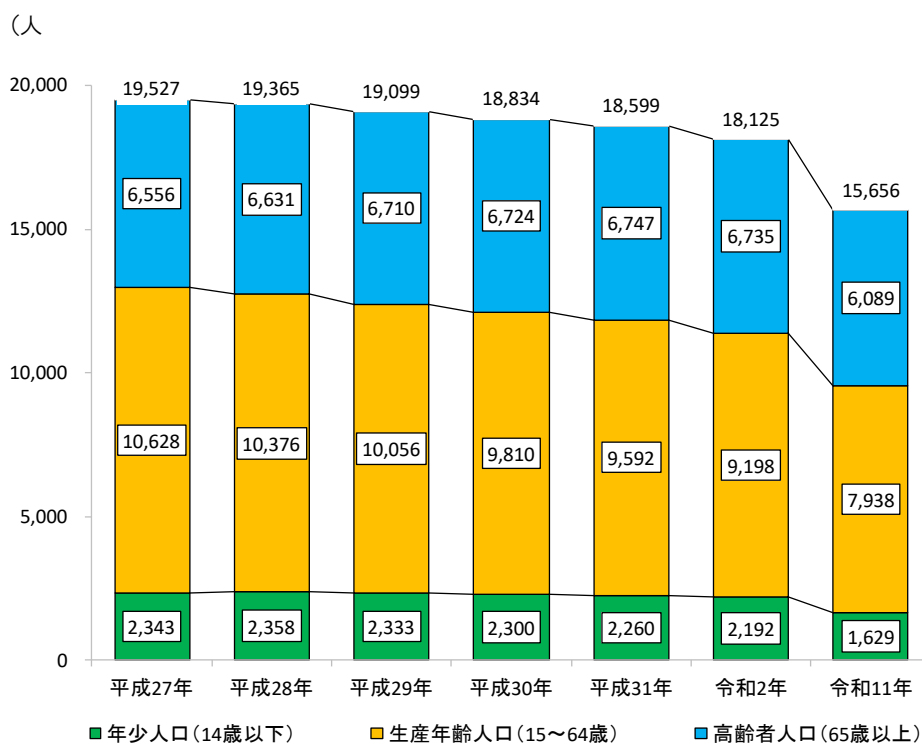
2 気候

本町は、年平均気温14.7度、年間降水量1,396mm程度で、温暖な気候である。

3 人口

本町の人口は減少基調で推移しており、平成31(2019)年4月現在で18,599人となっています。過去5年の推移をみると、琴南地区で約16%、満濃地区で約3%、仲南地区で約8%の減少となっており、とりわけ、南部の中山間地域の定住対策が課題である。人口は、このままの傾向で推移すると、本計画の目標年度である令和11(2029)年には15,000人台に減少し、横ばい傾向で推移してきた年少人口(0~14歳人口)も10年間で500人以上減少すると推測される。

<人口の推移と推計>



※平成26年から平成31年までは住民基本台帳（各年4月1日現在）。

※令和2年と令和11年は、平成26年と平成31年の住民基本台帳人口を「基準人口」としてコーホート変化率法により推計

第2節 まんのう町における主要な災害リスク

1 災害履歴

(1) 地震

過去において、香川県下で被害の報告のあった地震についてである。

地震名	発生年月日	規模	概要
宝永地震	1707年 (宝永4年) 10月28日 14時	M8.6	我が国最大級の地震の一つ。全体で死者5,000人余、潰家約59,000軒、家屋の倒壊範囲は東海道・近畿・中国・四国・九州と中部地方の一部に及ぶ。 香川県では、死者28人、倒壊家屋929軒、丸亀城破損。また、五剣山の1峰崩落。余震は、12月まで続く。5～6尺(2m弱)の津波で相当の被害があった。
安政南海地震	1854年 (安政1年) 12月24日 16時	M8.4	香川県では、死者5人、負傷者19人、倒壊家屋2,961軒、土蔵被害157箇所、塩浜石垣崩れ3,769間、塩浜堤大破7,226間、川堤崩れ6,456間、せき崩れ491箇所、池大破264箇所、橋被害126箇所であった。この地震による津波の高さは、香西(高松市西部)で1尺(30cm余)であったが、満潮と重なり、志度浦と津田浦(共に県東部沿岸)で被害があった。
南海道地震	1946年 (昭和21年) 12月21日 4時19分	M8.0	香川県では、死者52人、負傷者273人、家屋全壊608戸、半壊2,409戸、道路損壊238箇所、橋梁破損78箇所。また、堤防決潰・亀裂154箇所による塩田の浸水被害、地盤沈下による無形の被害も多い。
兵庫県南部地震	1995年 (平成7年) 1月17日 5時46分	M7.3	この地震による被害は極めて甚大で、16府県に及んだ。全体で死者6,433人、行方不明3人、負傷者43,792人、家屋全壊104,906棟、半壊144,274棟等の被害があった。香川県では、負傷者7人、屋根瓦の破損等建物被害3戸、県道がけ崩れ1箇所、水道管破裂2箇所等の被害があった。
鳥取県西部地震	2000年 (平成12年) 10月6日 13時30分	M7.3	香川県では、負傷者2人、建物一部破損5棟の被害があった。

(注) 過去における主な地震一覧(香川県地域防災計画)より

(2) 風水害

本町は、比較的災害の少ない地域ではあるが、過去には台風等の影響で甚大な被害が発生している。特に平成16年は度重なる台風の接近や大雨により町内各地で被害が報告されている。また、近年では平成30年7月に梅雨前線の停滞に伴う豪雨により、町内全域に避難勧告を発令し、一部地域では避難指示を発令する事態にもなっている。

発生年	発生日	概要
昭和26年	10月14日 ～15日	台風15号(ルース台風) 西讃・小豆島被害大
平成7年	6月30日 ～7月7日	豪雨 全壊1(旧満濃町)
平成9年	7月26日 ～27日	台風第9号 軽傷3名(内海町、香南町、旧満濃町) 全壊1(香川町)、半壊1(高松市) 一部損壊6、非住家被害3
平成10年	9月22日	台風第7号 床上浸水：高松市256、多度津町1 床下浸水：高松市1,064、坂出市107、丸亀市4、三木町18、長尾町2、多度津町86、琴平町3、香南町2、綾歌町4、香川町6、旧満濃町2 非住家床下浸水：綾歌町1、香南町1
平成16年	7月30日	台風10号 旧琴南町：内水氾濫1
平成16年	8月17日 ～18日	台風15号 旧満濃町 17時50分消防団屯所で待機(66人) 吉野地区北原、用水路溢れる。 神野地区の池漏水発生。 四条地区用水溢れる。
平成16年	8月23日	大雨 旧仲南町(帆山水が溢れる。買田がけ崩れ。買田川氾濫寸前。) 塩入自治会 県道土砂崩れにより孤立
平成16年	8月30日	台風16号 旧満濃町：役場職員待機100名 岸上地区と神野地区ビニールシート飛散。吉野地区信号機故障。 長炭と羽間地区の道路に倒木 旧琴南町：自主避難9人

平成16年	9月7日	台風第18号 旧満濃町：吉野地区、倒木により電線が切断される。 四条地区、電線切断の恐れあり。長炭地区、倒木により瓦が割れる。 建物 屋根の一部損壊3施設 旧琴南町：自主避難9人
平成16年	9月29日	台風第21号 旧満濃町：役場職員待機60名 江畑地区、土砂崩れで通行止め 神野地区、高屋原地区、四条地区、長炭地区で用水路氾濫
平成16年	10月19日 ～20日	台風第23号 旧満濃町：一部損壊5軒、土砂流入15軒 自主避難呼びかけ（オフトーク） 長炭地区大谷川自治会大雨が孤立 避難勧告 179世帯613人（避難者149人） 避難者に食料・毛布などを支給。 四条・高篠・羽間地区で断水 旧琴南町：自主避難9人 床下浸水7世帯17人 旧仲南町：建物損壊1施設 土砂崩れにより琴平バスの倉庫崩壊
平成17年	7月2日	台風第10号 旧満濃町：オフトークで自主避難呼びかける。 避難者：防災センター1人、高篠小学校2人 旧琴南町：床下浸水2世帯4人 旧仲南町：旧仲南町郵便局の隣で氾濫している。 帆山自主避難1人。丸亀三好線野口から県境通行止め 生間河川氾濫、佐文道路路肩崩壊
平成23年	9月2日 ～3日	台風12号 床下浸水 まんのう町4（大谷川地区）
平成23年	9月19日 ～21日	台風15号 床上浸水 まんのう町4（新目地区、山口上池決壊による）
平成30年	7月5日 ～8日	梅雨前線による大雨 避難勧告：町内全域 7,444世帯 18,779人 避難指示：仲南地区佐文峠地区、北山東地区の一部（10世帯34人） 神野地区岸地区の一部（8世帯 20人） 土砂崩れ 2件、河川堤防浸食 1件、ため池決壊 2件

(注) 過去における主な風水害等一覧（香川県地域防災計画）及びまんのう町地域防災計画より

2 本町の主要な災害リスク

(1) 地震による人的・物的被害

本町における地震による人的・物的被害について、南海トラフを震源域とする海溝型地震、中央構造線（讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部）及び長尾断層を震源域とする直下型地震について、県が平成26年3月に公表した。

本町に影響を及ぼすと思われる想定地震による、本町の想定震度は以下のとおり。

想定地震	本町の最大震度
①南海トラフ最大クラス	6強
②南海トラフ発生頻度の高い地震	5強
③直下型地震（中央構造線）	6強
④直下型地震（長尾断層）	6弱

※ 「香川県地震・津波被害想定第一次公表報告書」（平成25年3月31日）及び「香川県地震・津波被害想定第二次公表報告書」（平成25年8月28日）による。

被害想定の対象地震は、国が大規模地震として検討対象とした南海トラフ巨大地震のほか、文部科学省地震調査研究推進本部において、大きな被害をもたらす可能性の高い活断層帯とし長期評価している110の活断層帯のうち、本町に大きな被害を及ぼす可能性が高いと考えられる中央構造線断層帯（讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部）と長尾断層帯を対象とした。

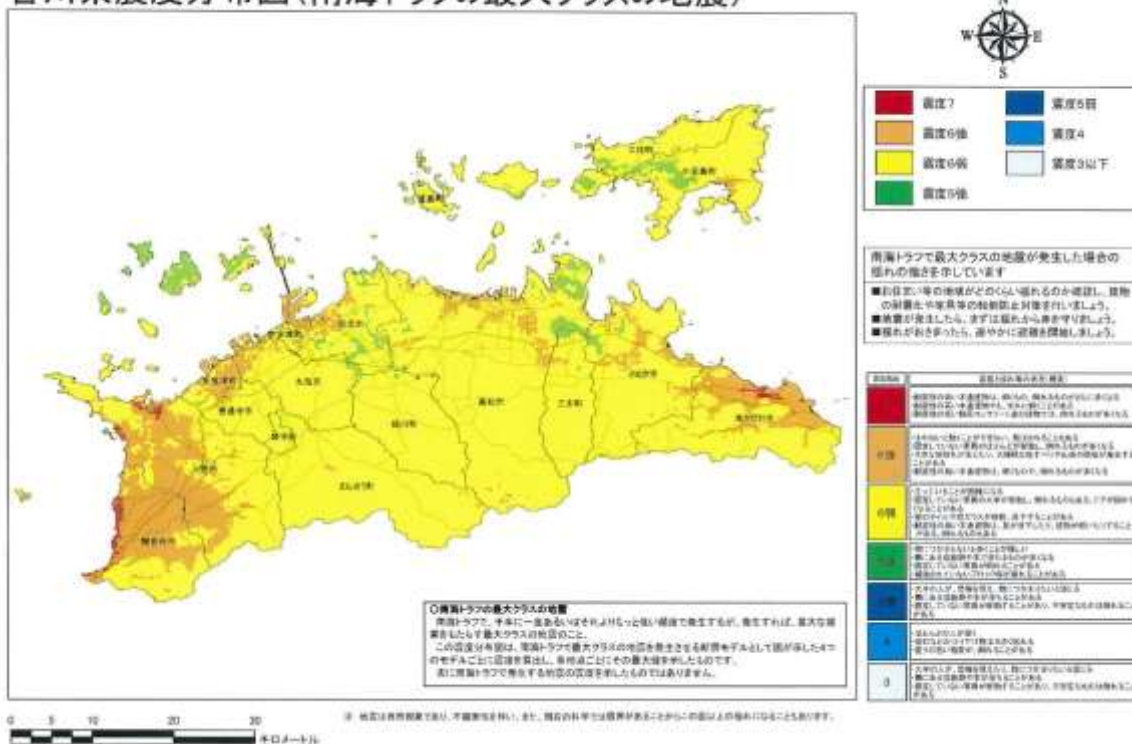
【被害想定の対象地震】

タイプ	海溝型地震		直下型地震	
	南海トラフ		中央構造線	長尾断層
震源域	最大クラス (L2)	発生頻度の高いもの (L1)		
地震	○ (Mw9.0)	○ (宝永 Mw8.9、安政 Mw8.8)	○ (M8.0)	○ (M7.1)
津波（参考）	○ (Mw9.1)		—	—

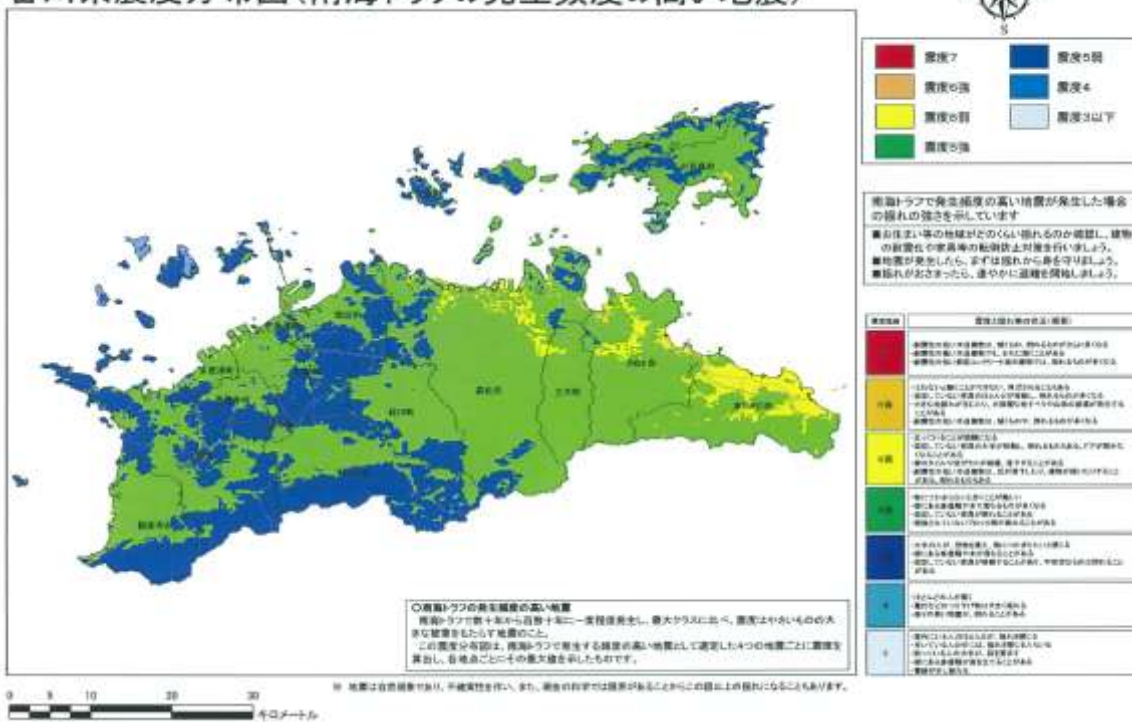
(注) Mw：モーメントマグニチュード M：マグニチュード

(注) 津波については、参考で記載している。

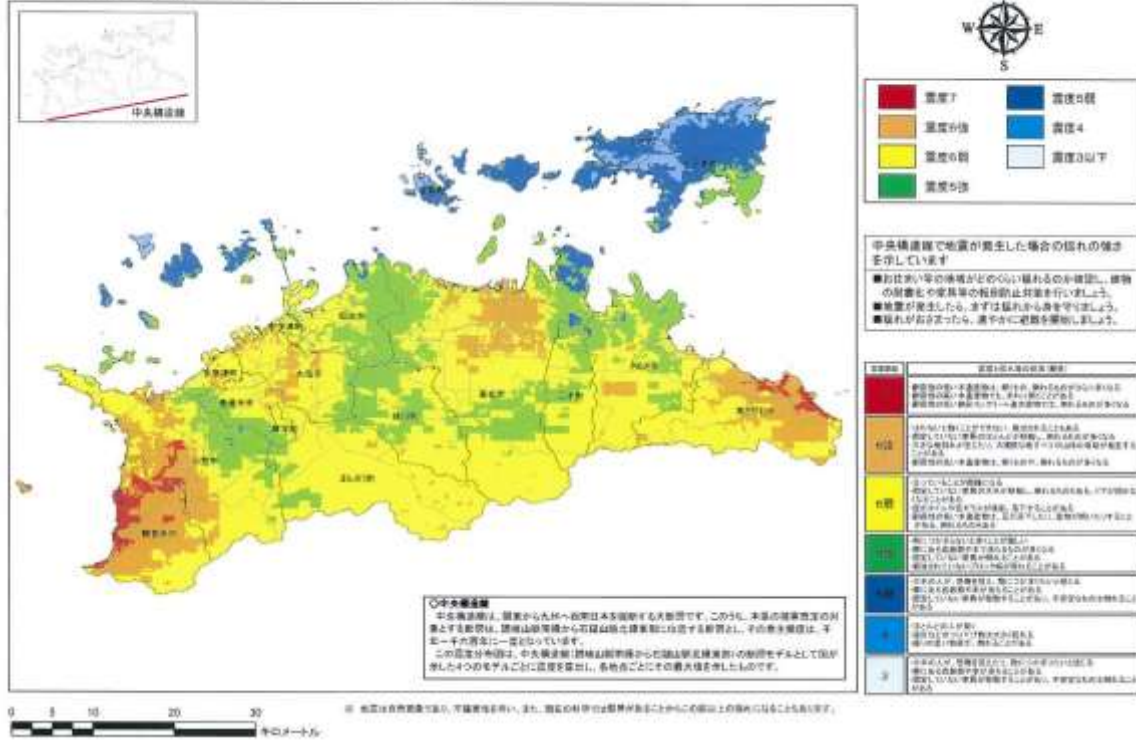
香川県震度分布図(南海トラフの最大クラスの地震)



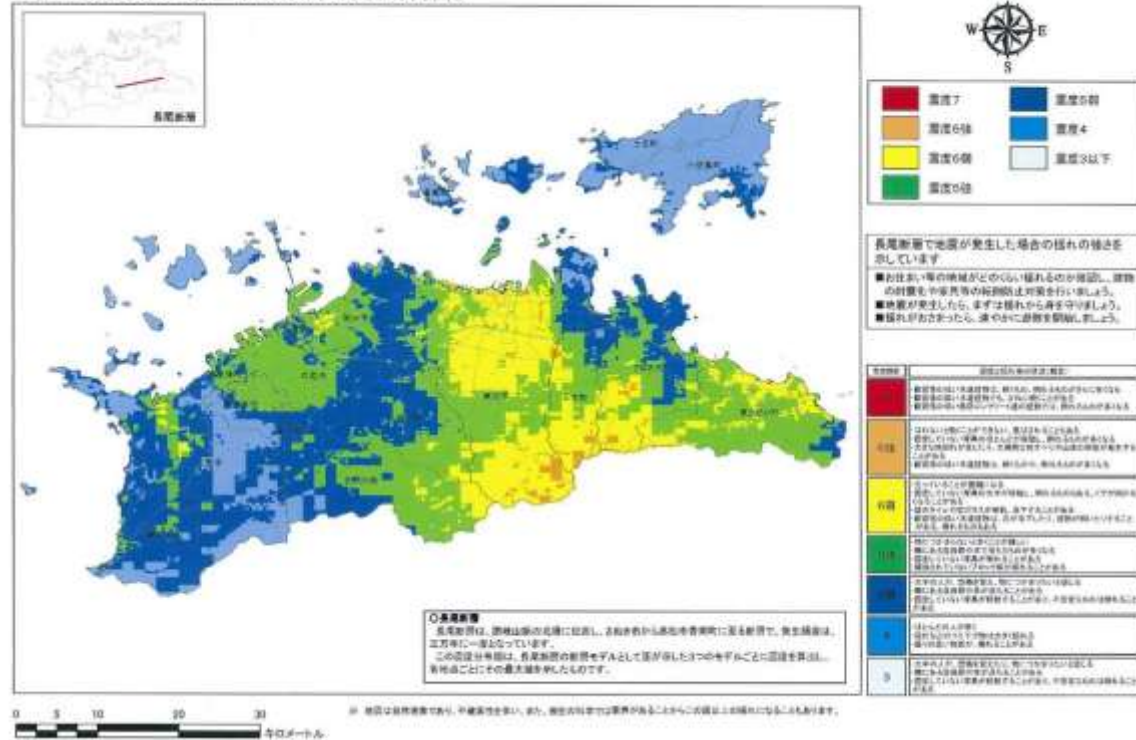
香川県震度分布図(南海トラフの発生頻度の高い地震)



香川県震度分布図(中央構造線)



香川県震度分布図(長尾断層)



本町における被害想定の結果は、以下のとおりとなっている。

		南海トラフ(最大クラス)の地震・津波による被害	南海トラフ(発生頻度が高い)の地震・津波による被害	中央構造線による地震による被害	長尾断層の地震による被害
建物被害 (全壊) (冬18時)	揺れ(棟数)	290	*	100	*
	液状化(棟数)	*	*	*	*
	急傾斜地崩壊(棟数)	*	*	*	*
	地震火災(棟数)	*	*	*	*
	合計(棟数)	290	*	110	*
人的被害 (死者数) (冬深夜)	建物倒壊(人)	20	*	10	*
	うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物(人)	*	*	*	*
	急傾斜地崩壊(人)	*	*	*	*
	火災(人)	*	*	*	*
	ブロック塀等(人)	*	*	*	*
合計(人)	20	*	10	*	
人的被害 (負傷者数) (冬深夜)	建物倒壊(人)	340	*	190	10
	うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物(人)	50	*	50	*
	急傾斜地崩壊(人)	*	*	*	*
	火災(人)	*	*	*	*
	ブロック塀等(人)	*	*	*	*
合計(人)	340	*	190	10	
人的被害 (自力脱出困難者・要救助者)	揺れに伴う自力脱出困難者(人)	50	*	20	*

第2章 対象とする災害

			南海トラフ(最大クラス)の地震・津波による被害	南海トラフ(発生頻度が高い)の地震・津波による被害	中央構造線の地震による被害	長尾断層の地震による被害
ライフライン被害	上水道	断水人口(人)	12,000	650	9,500	310
		断水率(%)	69%	4%	53%	2%
	下水道	支障人口(人)	160	60	160	30
		支障率(%)	5%	2%	5%	1%
	電力	停電軒数(軒)	8,900	0	8,400	310
		停電率(%)	100%	0%	94%	4%
	通信 (固定 携帯電話)	不通回線数(回線)	2,500	10	2,400	80
		不通回線率(%)	91%	*	87%	3%
		停波基地局率(%)	100%	0%	100%	4%
	都市ガス	供給停止戸数(戸数)	—	—	—	—
供給停止率(%)		—	—	—	—	
交通施設被害	道路 (緊急輸送)	被害箇所(箇所)	30	10	30	10
	鉄道	被害箇所(箇所)	30	10	30	*
生活への影響	避難者	避難所(人)	250	*	70	*
		避難所外(人)	170	*	50	*
災害廃棄物	災害廃棄物等	災害廃棄物(トン)	16,000	10	120	*
		津波堆積物(トン)	—	—	—	—
その他の被害(定量的手法)	エレベータの停止	停止数(棟数)	10	10	10	10
		火災(箇所)	*	—	*	*
	危険物	流出(箇所)	*	*	*	*
		破損等(箇所)	*	*	*	*

※1 「*」は少ないが被害がある

※2 「—」は該当無し

※3 四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある

(2) 風水害等に対する懸念

近年、時間雨量 50mm を超える短時間強雨や総雨量が数百 mm から千 mm を超えるような大雨が発生し、全国各地で災害が発生している。このような背景から、平成 27 年に水防法の一部が改正され、新たに想定最大規模の降雨を対象とした洪水浸水想定区域の指定などが義務付けられ、本町においては土器川、金倉川における洪水浸水想定区域が公表され、氾濫、土砂災害警戒区域等の危険箇所等の災害リスクを有しており、その対策が求められている。

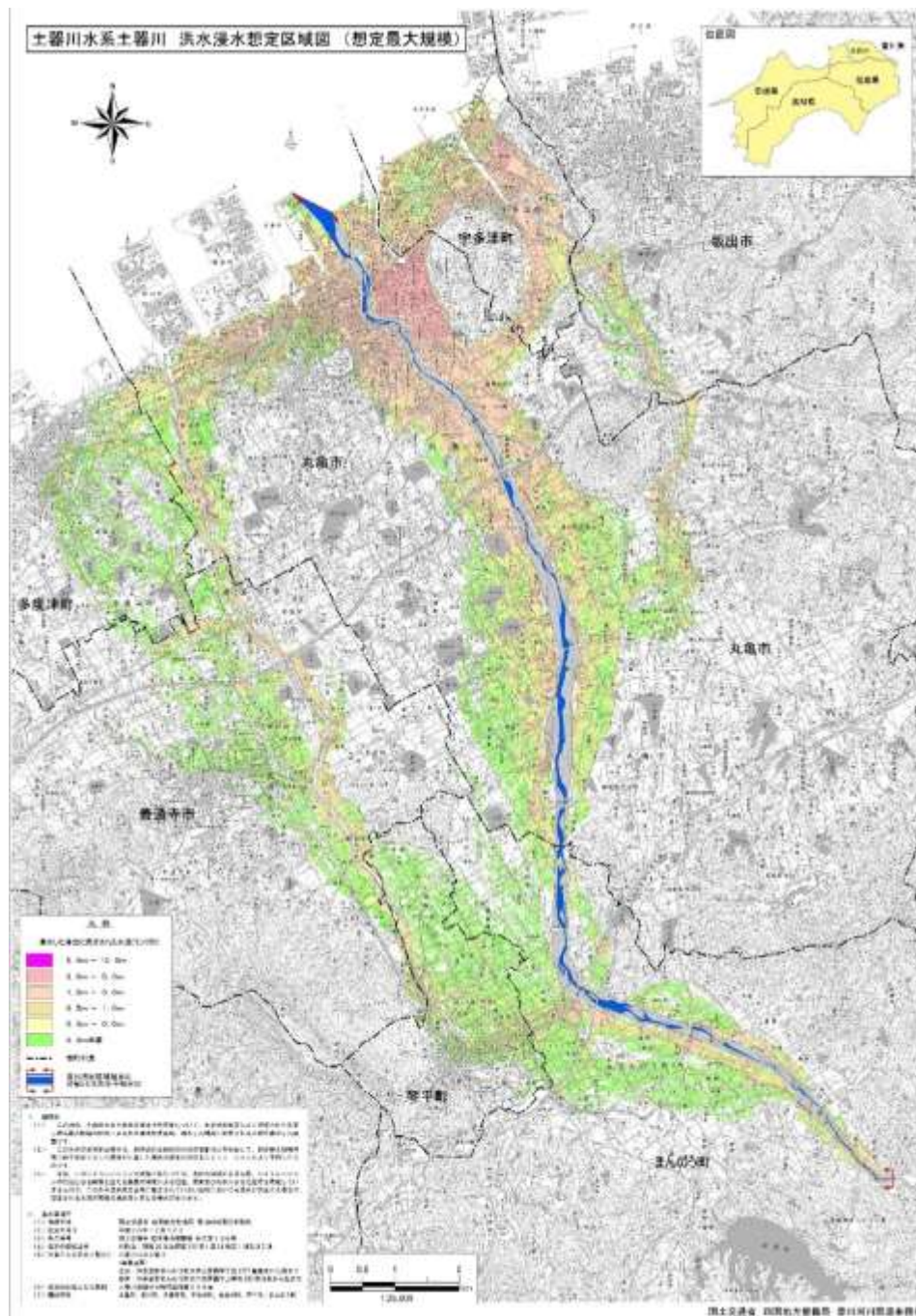


図 土器川水系土器川 洪水浸水想定区域図 (想定最大規模)

参照：国土交通省 四国地方整備局 香川河川国道事務所

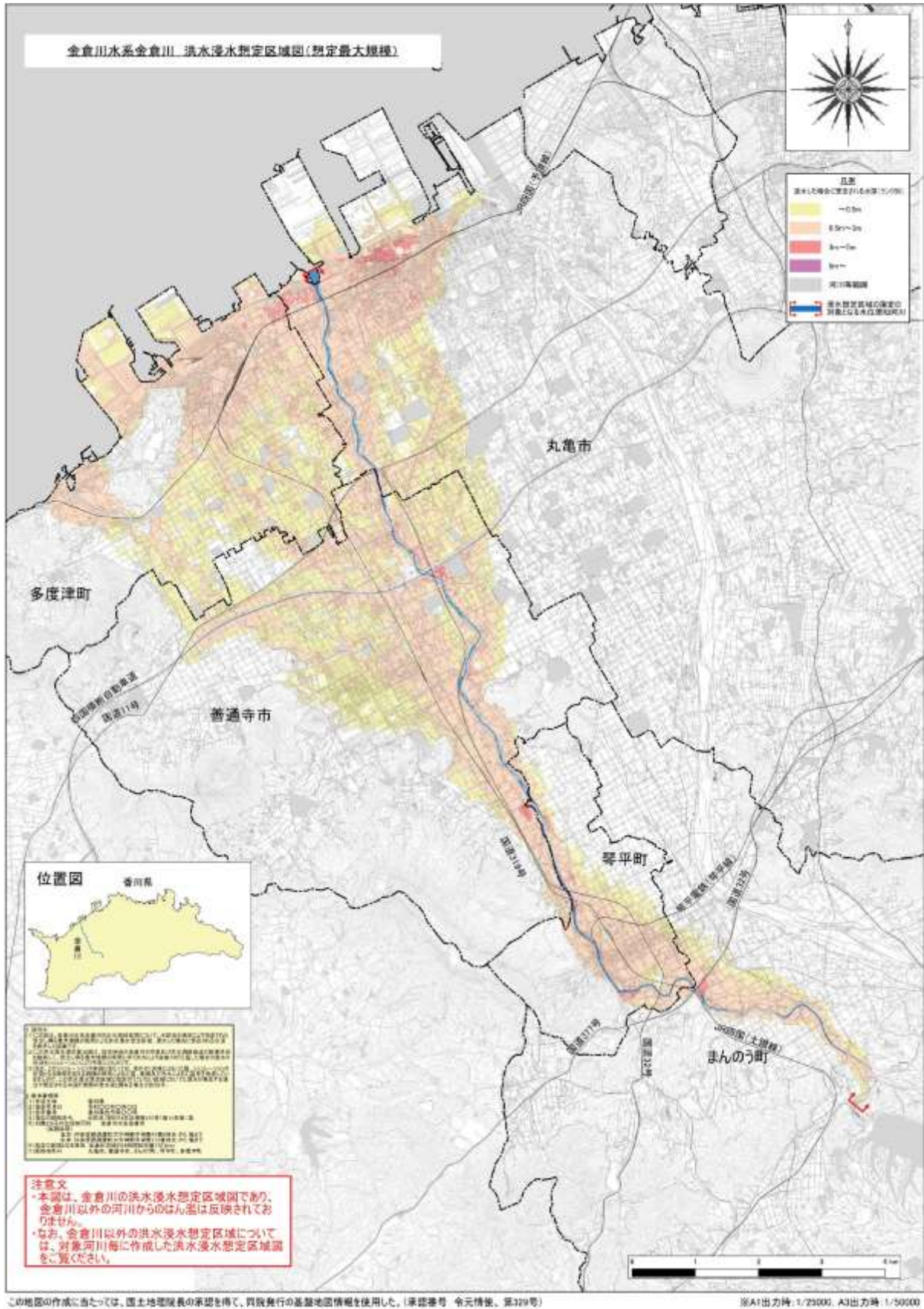


図 金倉川水系金倉川 洪水浸水想定区域図(想定最大規模)

参照: 香川県

3 対象とする災害

本計画で対象とする災害（想定するリスク）は、国土強靱化基本計画で示されている大規模自然災害とあわせて、本町の災害リスクや直面している危機を踏まえ、以下のよう

災害の種類		想定する規模等	本町の災害特性
南海トラフ地震		香川県の被害想定に基づく最大規模の地震動	町全域における家屋等の倒壊、孤立集落の発生等
台風・梅雨前線 豪雨等	風水害	スーパー台風や集中豪雨等が数時間続くことで生じる風水害	土器川、金倉川の氾濫等
	土砂災害	記録的な大雨による土砂災害、地震の揺れによる土砂災害	土砂災害（特別）警戒区域、土砂災害危険箇所の崩壊
火災	大規模火災	糸魚川駅北大火のように、木造住宅の密集地にて強風等による大火	木造住宅の密集地における大火等
	林野火災	火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災の発生	水利の乏しい、山間部での林野火災
武力攻撃		弾道ミサイル等の武力攻撃の発生	弾道ミサイルが香川県を通過する可能性
複合災害		大規模地震や大雨による洪水などが繰り返し発生する被害	上記の複合災害

第3章 脆弱性評価

第1節 脆弱性評価の手順

第2節 脆弱性評価の結果概要

第3章

脆弱性評価

第1節 脆弱性評価の手順

脆弱性評価は、国が示した評価手法を参考に、以下の手順で実施した。

- ① 9つの事前に備えるべき目標の妨げとなる「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定
- ② リスクシナリオを回避するために必要な施策分野として、総合計画の施策を念頭に置き、香川県国土強靱化地域計画において設定された施策分野を参考に、11の施策分野（行政機能／消防等、住宅・都市、保健医療・福祉、エネルギー、情報通信、産業、交通・物流、農林水産、町土保全、環境、土地利用）及び4の横断的分野（地域防災力の強化、老朽化対策、新技術対策、広域連携）を設定
- ③ リスクシナリオを縦軸に、施策分野を横軸に配置した「マトリクス表」を作成し、最悪の事態の回避に寄与する既存の事業を整理
- ④ 「マトリクス表」を用いて、最悪の事態を回避するための課題及び必要な取組を分析

第2節 脆弱性評価の結果概要

1 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

本町で想定される大規模自然災害に対して、最悪の事態を回避するための施策を検討するため、国基本計画や県地域計画、本町の地域特性等を踏まえ、9つの「事前に備えるべき目標」において、その妨げとなる28の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を次のとおり設定した。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
①大規模災害等が発生したときでも人命の保護が図られること	1-1	建物倒壊等による多数の死傷者、自力脱出困難者が発生する事態
	1-2	住宅密集地における大規模火災により、多数の死傷者が発生する事態
	1-3	異常気象等による河川の氾濫・堤防の決壊等が生じ、多数の死傷者が発生する事態
	1-4	住宅密集地や不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による多数の死傷者が発生する事態
	1-5	情報伝達の不備や適切な避難行動が行われないことにより、多数の死傷者が発生する事態
②大規模災害等の発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われること（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	食料・飲料水等、生命に関わる物資供給が長期に停止する事態
	2-2	多数かつ長期にわたり、孤立集落等が同時に発生する事態
	2-3	警察・消防等の被災により、救助・救急活動等が絶対的に不足する事態
	2-4	多数の避難者への避難所・福祉避難所の供与や避難所生活が困難となる事態
	2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能が麻痺する事態
	2-6	被災地における疫病・感染症等が大規模発生する事態
③大規模災害等の発生直後から必要不可欠な行政機能が確保されること	3-1	被災による現地の警察機能の大幅な低下により、治安が悪化する事態
	3-2	行政機関の職員・施設等の被災による行政機能が大幅に低下する事態
④大規模災害等の発生直後から必要不可欠な情報通信機能が確保されること	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止する事態
	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等、長期停止により災害情報が必要なものに伝達できない事態

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
⑤大規模災害等の発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせないこと	5-1	地場企業の生産力低下による地域経済が停滞する事態
	5-2	食料等の安定供給が停滞する事態
⑥大規模災害等の発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧が図られること	6-1	電気、石油、LPガスの供給が停止する事態
	6-2	上水道等の供給が長期間にわたり停止する事態
	6-3	污水处理施設等が長期間にわたり機能停止する事態
	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
⑦制御不能な二次災害を発生させないこと	7-1	ため池、防災施設等の損壊・機能不全により、二次災害が発生する事態
	7-2	農地・森林等の荒廃により、被害が拡大する事態
⑧大規模災害等の発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-4	広域・長期にわたる浸水被害、大規模な土砂災害等の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
⑨地域住民一人ひとりが防災・減災への備えに取組み、自助・共助に基づく地域防災力を高めること	9-1	住民一人ひとりの防災意識が低い状況により、被害が拡大する事態
	9-2	人口減少、少子高齢化等の進行により、地域防災力の低下が生じる事態

2 脆弱性評価結果

28の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに、本町が取り組んでいる施策について、その取組状況や現状の課題を分析するとともに、進捗が遅れている施策や新たな施策の必要性について検討し、脆弱性評価を次のとおり行った。

■ リスクシナリオごとの脆弱性評価の結果概要

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	脆弱性評価の結果概要
①大規模災害等が発生したときでも人命の保護が図られること	1-1 建物倒壊等による多数の死傷者、自力脱出困難者が発生する事態	<ul style="list-style-type: none"> ・防災上重要な施設における耐震化の更なる推進を図ることが必要。 ・人的被害の軽減に向け、住宅の耐震化を進めることが最重要課題。
	1-2 住宅密集地や不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による多数の死傷者が発生する事態	<ul style="list-style-type: none"> ・火災を発生させないという前提のもと、発生した際の速やかな初期消火の体制づくりや消防力の強化が必要。 ・住民一人ひとりの心がけを高め、未然防止を図ることが必要。 ・地域の消防活動を担う消防団の団員確保が必要。 ・住宅の密集した地域における対策が必要。
	1-3 異常気象等による河川の氾濫・堤防の決壊等が生じ、多数の死傷者が発生する事態	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携のもと、河川改修や浚渫、維持管理に取り組むことが必要。 ・浸水想定区域等の周知を図ることが必要。
	1-4 大規模な土砂災害等により、多数の死傷者が発生する事態	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の発生抑制に向けた施設整備や危険箇所の周知等の対策が必要。 ・林業振興施策の推進を図り、森林の適正管理に努めることが必要。 ・土砂災害危険箇所における人命を守るための砂防施設等の整備を推進し、土砂災害に対する安全度の向上を図る必要がある。
	1-5 情報伝達の不備や適切な避難行動が行われないことにより、多数の死傷者が発生する事態	<ul style="list-style-type: none"> ・気象情報や避難勧告等の情報について、多様な情報伝達手段を活用して、適切な時期に適切な避難情報を迅速に伝達・周知することが必要。 ・自らの判断で避難行動をとることができるよう、自ら考える力を高めていくことが必要。 ・避難行動要支援者をはじめ、全ての住民が円滑な避難行動を行うための体制づくりが必要。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		脆弱性評価の結果概要
②大規模災害等の発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われること(それがなされない場合の必要な対応を含む)	2-1	食料・飲料水等、生命に関わる物資供給が長期に停止する事態	<ul style="list-style-type: none"> 適切な役割分担のもとで、食料・飲料水等の確保を図ることが必要。 道路網の強化や災害発生時の道路啓開、緊急輸送体制の構築に取り組むことが必要。
	2-2	多数かつ長期にわたり、孤立集落等が同時に発生する事態	<ul style="list-style-type: none"> 孤立が想定される集落の想定や緊急時のアクセス手段の確保が必要。
	2-3	警察・消防等の被災により、救助・救急活動等が絶対的に不足する事態	<ul style="list-style-type: none"> 警察・消防等が被災することを想定した対策が必要である。 地域の救助・救急活動の担い手となる消防団の育成支援に努めることが必要。 道路網の強化や災害発生時の道路啓開、緊急搬送体制の構築に取り組むことが必要。
	2-4	多数の避難者への避難所・福祉避難所の供与や避難所生活が困難となる事態	<ul style="list-style-type: none"> 適正な避難所・福祉避難所の確保に努めることが必要。 住民が主体となった避難所運営に向けた取組が必要。 避難生活の長期化に備えた対応が必要。
	2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能が麻痺する事態	<ul style="list-style-type: none"> 医療施設の耐震化や災害発生時の体制強化、人材の確保に努めることが必要。 道路網の強化や災害発生時の道路啓開、緊急搬送体制の構築に取り組むことが必要。
	2-6	被災地における疫病・感染症等が大規模発生する事態	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生後の被災者の健康支援に取り組むことが必要。
③大規模災害等の発生直後から必要不可欠な行政機能が確保されること	3-1	被災による現地の警察機能の大幅な低下により、治安が悪化する事態	<ul style="list-style-type: none"> 警察や町、関係機関との情報共有体制の構築に取り組むことが必要。 災害発生時の治安悪化に関して、住民一人ひとりの認識を高めていくことが必要。
	3-2	行政機関の職員・施設等の被災による行政機能が大幅に低下する事態	<ul style="list-style-type: none"> 行政機能が大幅に低下する事態を想定して業務継続計画 (BCP) を策定し、定期的な見直しを実施する。 災害時相互応援協定を締結している市町村からの支援の受入体制を検討しておくことが必要。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		脆弱性評価の結果概要
④大規模災害等の発生直後から必要不可欠な情報通信機能が確保されること	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止する事態	<ul style="list-style-type: none"> ・情報通信の麻痺・長期停止を生じさせないために、非常用電源、発電機等を整備することが必要。
	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等、長期停止により災害情報が必要なものに伝達できない事態	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報について、多様な情報伝達手段を活用して、迅速に伝達・周知することが必要。 ・情報通信網の耐災害性の向上や情報伝達手段の多重化に取り組むことが必要。
⑤大規模災害等の発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせないこと	5-1	地場企業の生産力低下による地域経済が停滞する事態	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の耐震化やBCPの策定を促すことが必要。
	5-2	食料等の安定供給が停滞する事態	<ul style="list-style-type: none"> ・農業施設の耐震化が必要。
⑥大規模災害等の発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧が図られること	6-1	電気、石油、LPガスの供給が停止する事態	<ul style="list-style-type: none"> ・供給事業者との連携のもと、安定してエネルギーを確保する体制の構築が必要。 ・災害対応給油所との協定の締結が必要。
	6-2	上水道等の供給が長期間にわたり停止する事態	<ul style="list-style-type: none"> ・香川県広域水道企業団との連絡・連携体制の構築が必要
	6-3	污水处理施設等が長期間にわたり機能停止する事態	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の耐震化による被災の防止や早期復旧の体制整備に努めることが必要。
⑦制御不能な二次災害を発生させないこと	7-1	ため池、防災施設等の損壊・機能不全により、二次災害が発生する事態	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携のもと、適切な点検の実施や対策に取り組むことが必要。
	7-2	農地・森林等の荒廃により、被害が拡大する事態	<ul style="list-style-type: none"> ・林業振興施策の推進を図り、森林の適正管理に努めることが必要。 ・農地の適正管理に努めることが必要。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		脆弱性評価の結果概要
⑧大規模災害等の発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携のもと、災害廃棄物の適正処理に向けた体制強化を図ることが必要。
	8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により、復旧・復興が大幅に遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> 道路網の強化や災害発生時の道路啓開、緊急搬送体制の構築に取り組むことが必要。 建設事業者の確保をはじめ、多様な担い手の確保を想定しておくことが必要。
	8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> 速やかな住まいの確保に向けた体制強化が必要。 応急期・復旧期・復興期の状況に応じた適切な住まいの確保が必要。 被災者の生活再建支援を行う体制強化に努めることが必要。
	8-4	広域・長期にわたる浸水被害、大規模な土砂災害等の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> 円滑な復旧・復興に備えた地籍調査事業の促進
⑨地域住民一人ひとりが防災・減災への備えに組み込み、自助・共助に基づく地域防災力を高めること	9-1	住民一人ひとりの防災意識が低い状況により、被害が拡大する事態	<ul style="list-style-type: none"> 様々な機会を通して住民一人ひとりの防災意識の高揚に努めることが必要。
	9-2	人口減少、少子高齢化等の進行により、地域防災力の低下が生じる事態	<ul style="list-style-type: none"> 地域防災力の担い手となる自主防災組織をはじめとした多様な組織の活動支援に努めることが必要。

第4章 国土強靱化に向けた対応方策

第1節 対応方策の体系

第2節 リスクシナリオに応じた対応方策

第4章

国土強靱化に向けた対応方策

第1節 対応方策の体系

脆弱性評価の結果を踏まえ、リスクシナリオに応じたまんのう町の国土強靱化に向けた対応方策の体系を以下のように整理する。

事前に備えるべき

目標①

大規模災害等が発生したときでも人命の保護が図られること

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		対応方策	
1-1	建物倒壊等による多数の死傷者、自力脱出困難者が発生する事態	1-1-①	公共施設の耐震化等
		1-1-②	住宅の耐震化等
		1-1-③	各種補助事業の利用促進
		1-1-④	一人ひとりの命を守る対策
1-2	住宅密集地や不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による多数の死傷者が発生する事態	1-2-①	家庭・事業者における火災の未然防止
		1-2-②	大規模火災の発生抑制
		1-2-③	初期消火の体制強化
		1-2-④	常備消防力の維持・強化
		1-2-⑤	消防団等の活動の活性化
		1-2-⑥	火災に強いまちづくり
		1-2-⑦	学校施設、保育所及び放課後児童クラブ施設の強靱化
1-3	異常気象等による河川の氾濫・堤防の決壊等が生じ、多数の死傷者が発生する事態	1-3-①	河川改修等の促進
		1-3-②	危険箇所の周知
1-4	大規模な土砂災害等により、多数の死傷者が発生する事態	1-4-①	土砂災害警戒区域等の対策の推進
		1-4-②	危険箇所の周知
		1-4-③	ため池の対策
		1-4-④	森林の適正管理
1-5	情報伝達の不備や適切な避難行動が行われないことにより、多数の死傷者が発生する事態	1-5-①	情報伝達体制の強化
		1-5-②	避難勧告等の適正な発令
		1-5-③	住民一人ひとりの適正な避難行動
		1-5-④	避難行動要支援者対策

事前に備えるべき
目標②

大規模災害等の発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われること（それがなされない場合の必要な対応を含む）

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		対応方策	
2-1	食料・飲料水等、生命に関わる物資供給が長期に停止する事態	2-1-①	適切な役割分担のもとでの備蓄
		2-1-②	事業者との連携強化
		2-1-③	災害に強い道路網の形成
		2-1-④	速やかな道路啓開の実現
		2-1-⑤	緊急時の輸送体制の確立
2-2	多数かつ長期にわたり、孤立集落等が同時に発生する事態	2-2-①	孤立集落の発生抑制
		2-2-②	情報の孤立防止対策
2-3	警察・消防等の被災により、救助・救急活動等が絶対的に不足する事態	2-3-①	自助・共助による救助・救急活動の体制強化
		2-3-②	消防団等の活動の活性化
		2-3-③	災害に強い道路網の形成
		2-3-④	速やかな道路啓開の実現
		2-3-⑤	緊急時の搬送体制の確立
		2-3-⑥	情報共有体制の強化
2-4	多数の避難者への避難所・福祉避難所の供与や避難所生活が困難となる事態	2-4-①	避難所の確保
		2-4-②	避難所の開設・運営体制づくり
		2-4-③	福祉避難所の確保
2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能が麻痺する事態	2-5-①	医療機能の維持
		2-5-②	薬剤の備蓄
		2-5-③	地域での医療体制の確保
		2-5-④	災害に強い道路網の形成
		2-5-⑤	速やかな道路啓開の実現
		2-5-⑥	緊急時の搬送体制の確立
2-6	被災地における疫病・感染症等が大規模発生する事態	2-6-①	健康支援活動の体制整備
		2-6-②	心の健康への専門的な支援の推進
		2-6-③	感染症等の予防、防疫活動の実施体制の整備

事前に備えるべき 目標③ 大規模災害等の発生直後から必要不可欠な行政機能が確保されること

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		対応方策	
3-1	被災による現地の警察機能の大幅な低下により、治安が悪化する事態	3-1-①	地域の治安の維持
		3-1-②	治安悪化によって生じる事態の周知
3-2	行政機関の職員・施設等の被災による行政機能が大幅に低下する事態	3-2-①	行政機能の維持
		3-2-②	職員の資質の向上
		3-2-③	受援体制の検討

事前に備えるべき 目標④ 大規模災害等の発生直後から必要不可欠な情報通信機能が確保されること

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		対応方策	
4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止する事態	4-1-①	情報通信網の耐災害性の向上
4-2	情報通信等の長期停止による災害情報が伝達できない事態	4-2-①	情報通信網の耐災害性の向上
		4-2-②	多様な情報伝達手段の周知

事前に備えるべき 目標⑤ 大規模災害等の発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせないこと

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		対応方策	
5-1	地場企業の生産力低下による地域経済が停滞する事態	5-1-①	事業活動の継続
5-2	食料等の安定供給が停滞する事態	5-2-①	農業基盤の強化

事前に備えるべき
目標⑥

大規模災害等の発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧が図られること

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		対応方策	
6-1	電気、石油、LPガスの供給が停止する事態	6-1-①	エネルギー供給事業者との連携強化
		6-1-②	災害対応給油所の確保
6-2	上水道等の供給が長期間にわたり停止する事態	6-2-①	香川県広域水道企業団との連絡・連携体制の構築
6-3	汚水処理施設等が長期間にわたり機能停止する事態	6-3-①	農業集落排水施設の耐震化
		6-3-②	下水道管の耐震化及び広域化
		6-3-③	合併処理浄化槽の設置促進
6-4	地域交通ネットワークが分断する事態	6-4-①	災害に強い道路網の形成
		6-4-②	速やかな道路啓開の実現
		6-4-③	緊急時の輸送体制の確立

事前に備えるべき
目標⑦

制御不能な二次災害を発生させないこと

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		対応方策	
7-1	ため池、防災施設等の損壊・機能不全により、二次災害が発生する事態	7-1-①	ため池の対策
7-2	農地・森林等の荒廃により、被害が拡大する事態	7-2-①	森林の適正管理
		7-2-②	農地の保全・適正管理

**事前に備えるべき
目標⑧**

大規模災害等の発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		対応方策	
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態	8-1-①	災害廃棄物の適正処理の体制構築
8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により、復旧・復興が大幅に遅れる事態	8-2-①	災害に強い道路網の形成
		8-2-②	速やかな道路啓開の実現
		8-2-③	建設事業者の事業継続
		8-2-④	多様な担い手の確保
8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態	8-3-①	応急危険度判定等の速やかな実施
		8-3-②	応急仮設住宅の確保
		8-3-③	復興を見据えた事前の検討
		8-3-④	被災者の生活再建の支援
8-4	広域・長期にわたる浸水被害、大規模な土砂災害等の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	8-4-①	円滑な復旧・復興に備えた地籍調査事業の促進

**事前に備えるべき
目標⑨**

地域住民一人ひとりが防災・減災への備えに取組み、自助・共助に基づく地域防災力を高めること

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		対応方策	
9-1	住民一人ひとりの防災意識が低い状況により、被害が拡大する事態	9-1-①	住民一人ひとりの防災意識の高揚
		9-1-②	防災訓練の実施
9-2	人口減少、少子高齢化等の進行により、地域防災力の低下が生じる事態	9-2-①	地域の防災活動の担い手の育成
		9-2-②	多様な組織の連携強化

第2節 リスクシナリオに応じた対応方策

事前に備えるべき 目標①

大規模災害等が発生したときでも人命の保護が図られること

リスクシナリオ 1-1 建物倒壊等による多数の死傷者、自力脱出困難者が発生する事態

1-1-① 公共施設の耐震化等

- 公共施設等総合管理計画に基づき、災害時に住民が利用する避難所や災害対策活動の拠点となる施設、ライフライン関連施設等、地震発生による人命への重大な被害や住民生活へ深刻な影響を及ぼすおそれのある施設については、優先的に耐震対策を行う。
- 住民の命を守るとともに、速やかな復旧・復興の実現への備えとして、多数の者が利用する建築物について、計画的な耐震化に取り組む。その際、防災上重要な施設を優先的に実施するなど、効率的に実施する。
- 公営住宅等長寿命化計画に基づき、住環境の向上と安全・安心な住宅の供給に努める。

(主要な施策・事業)

- ・ 公共施設等の耐震化事業
- ・ 公共施設等の長寿命化事業
- ・ 公営住宅の改善事業（長寿命化型改善、福祉対応型改善、居住性確保型改善、安全性確保型改善）

1-1-② 住宅の耐震化等

- 南海トラフ地震から住民の生命を守るためには、住宅の耐震化が最重要課題であるとの認識のもと、木造住宅耐震化事業の活用を促しながら、住宅の耐震化に努める。
- 住宅の耐震化や家具の転倒防止、ブロック塀の転倒防止等の対策による被害の抑制に向け、各種の補助事業の継続と周知に取り組む。
- 耐震化に向けた各種の補助事業に関して住民への周知を図り、対策の必要性を理解していただくために戸別訪問や無料相談会を実施し、啓発活動に取り組む。

(主要な施策・事業)

- ・ 民間住宅耐震対策支援事業（耐震診断、耐震改修等）
- ・ 民間危険ブロック塀等撤去補助事業
- ・ まんのう町家具類転倒防止対策促進事業

1-1-③ 各種補助事業の利用促進

- 耐震化に向けた各種の補助事業に関して住民への周知を図り、対策の必要性を理解していただくために戸別訪問や無料相談会を実施し、啓発活動に取り組む。

(主要な施策・事業)

- ・ 耐震化に向けた戸別訪問やポスティング、町広報誌への耐震化事業について掲載
- ・ 耐震無料相談会の実施

1-1-④ 一人ひとりの命を守る対策

- 住民一人ひとりが命を守る行動をとることができるよう、防災に関する出前講座を行い防災意識の向上を図る

(主要な施策・事業)

- ・ 防災出前講座の実施

リスクシナリオ 1-2 住宅密集地における大規模火災により、多数の死傷者が発生する事態

1-2-① 家庭・事業者における火災の未然防止

- 火災の未然防止には、住民一人ひとりの火事発生への予防対策の心がけが重要であることから、様々な機会を通じた防災意識の向上に努める。
- 住宅への火災警報器の設置が法令により義務化されていることの周知を図る。

(主要な施策・事業)

- ・ 消防団による防火啓発・周知活動
- ・ 単身高齢者宅防火診断

1-2-② 大規模火災の発生抑制

- 失火や地震による延焼を伴う大規模な火災を発生させないよう、火災に強いまちづくりに向け、空き家除却に取り組む。

(主要な施策・事業)

- ・ 老朽危険空き家除却支援事業

1-2-③ 初期消火の体制強化

- 大規模火災を未然に防ぐためには、小さな火のうちに消す初期消火が重要であり、自主防災組織や自衛消防団に消火方法の啓発や訓練資機材の整備や更新を促す。

(主要な施策・事業)

- ・ まんのう町自衛消防に対する補助金交付
- ・ まんのう町自主防災組織育成事業
- ・ まんのう町自主防災組織連絡協議会活動事業
- ・ まんのう町住宅用火災警報器購入費等助成事業

1-2-④ 常備消防力の維持・強化

- 常備消防力の維持・強化に向け、消防車両や消防器具等の適正な維持管理・更新に努める。
- 仲多度南部消防組合と町が連携して、消防力の向上に努める。

(主要な施策・事業)

- ・ 消防車両更新・維持管理業務
- ・ 消火栓、防火水槽の維持管理業務

1-2-⑤ 消防団等の活動の活性化

- 消防団の消防力の維持・強化に向け、装備の適正な維持管理・更新や演習・訓練の実施に努める。
- 地域消防力の強化に向け、関係機関が一体となった合同訓練の実施を検討する。

(主要な施策・事業)

- ・ 消防団演習・訓練等実施事業
- ・ 消防団車両整備・更新
- ・ 消防団資機材・装備品の整備
- ・ 関係機関が一体となった合同訓練の実施

1-2-⑥ 火災に強いまちづくり

- 失火や地震による延焼を伴う大規模な火災を発生させないように、火災に強いまちづくりに向け、空き家除却に取り組む。

(主要な施策・事業)

- ・ 老朽危険空き家除却支援事業

1-2-⑦ 学校施設、保育所及び放課後児童クラブ施設の強靱化

- 学校教育の機会均等の確保と水準の維持向上を図るための施設整備のほか、災害発生時において児童・生徒及び利用者等の身体と生命の安全を確保し、避難所としての機能に配慮した施設整備に努める。
- 事件・事故を未然に防ぐことや、災害発生時等において、児童及び利用者等の身体と生命の安全を確保するための施設整備に努める。

(主要な施策・事業)

- ・ 不適格建物の改築事業
- ・ 長寿命化、改良事業
- ・ 大規模改造事業
- ・ 防災機能強化事業
- ・ 防犯対策事業

リスクシナリオ 1-3 異常気象等による河川の氾濫・堤防の決壊等が生じ、多数の死傷者が発生する事態

1-3-① 河川改修等の促進

- 関係機関との連携のもと、計画的な河川改修や浚渫、維持管理に取り組む。

(主要な施策・事業)

- ・ 農業農村整備土地改良関係事業
- ・ 町単独土地改良事業

1-3-② 危険箇所の周知

- 水防法の改正を踏まえた想定最大規模降雨に基づく浸水想定区域について、ハザードマップの更新を実施し、住民への幅広い周知・啓発に努める。

(主要な施策・事業)

- ・ ハザードマップ作成業務
- ・ 防災出前講座の実施

リスクシナリオ 1-4 大規模な土砂災害等により、多数の死傷者が発生する事態

1-4-① 土砂災害警戒区域等の対策の推進

- 土砂災害特別警戒区域内及び周辺に居住している住民の生命又は身体を危害から守るため、法面の崩壊防止対策を行う。

(主要な施策・事業)

- ・ 急傾斜地崩壊防止対策事業

1-4-② 危険箇所の周知

- 県が進めている土砂災害（特別）警戒区域の指定状況を踏まえつつ、危険箇所の周知に努める。また、土砂災害防止法の対象とならない危険箇所においても災害が発生する可能性があることから、自主防災組織における自主的な危険箇所の確認の活動支援や防災学習会の開催支援に努める。

(主要な施策・事業)

- ・ 土砂災害警戒区域等の危険箇所の周知
- ・ 自主防災組織による地区防災計画の策定
- ・ 防災出前講座の実施

1-4-③ ため池の対策

- 施設の適正な維持管理と点検ため池管理体制の確認と適正な維持管理の実施。

(主要な施策・事業)

- ・ 農業農村整備土地改良関係事業
- ・ 町単独土地改良事業

1-4-④ 森林の適正管理

- 関係機関との連携のもと、森林における危険箇所の定期的な点検や必要に応じた対策を行う。
- 森林の適正管理や森林整備・治山事業が災害に強い森林づくりにつながることの周知を図るとともに、学校教育における森林保全の高揚に努める。
- 森林の機能保全のため、荒廃森林の整備及び治山対策、地すべり対策等を推進する。

(主要な施策・事業)

- ・ 森林における危険個所の点検や治山対策
- ・ 林道開設、改良及び維持管理工事
- ・ 森林が有する多面的機能の保持のため森林整備や保全活動を実施
- ・ 森づくりの普及啓発活動の推進
- ・ 荒廃森林の復旧や治山対策、地すべり対策等を実施
- ・ まんのう町林道施設長寿命化計画に基づく橋梁修繕

リスクシナリオ 1-5 情報伝達の不備や適切な避難行動が行われないことにより、多数の死傷者が発生する事態

1-5-① 情報伝達体制の強化

- J-ALERTから伝達される情報を、各住民に確実に伝達することができるよう、関係機関との連携のもと情報伝達体制の強化や訓練の実施に努める。
- 情報伝達手段の多重化に向け、行政放送告知施設の整備・更新に努める。

(主要な施策・事業)

- ・ まんのう町行政放送告知施設整備事業
- ・ 防災関連機器整備更新業務
- ・ 防災訓練や防災学習会の実施

1-5-② 避難勧告等の適切な発令

- 避難勧告等に関するガイドラインの改定（平成29年1月31日）を踏まえ、まんのう町地域防災計画の見直しを行う。

(主要な施策・事業)

- ・ まんのう町地域防災計画更新業務

1-5-③ 住民一人ひとりの適正な避難行動

- 住民一人ひとりが、町から発令される避難情報についての理解を高めるため、防災訓練や防災学習会の開催を通じて啓発・周知を図る。

(主要な施策・事業)

- ・ 防災訓練や防災学習会の実施
- ・ 防災出前講座の実施

1-5-④ 避難行動要支援者対策

- 避難時に支援を必要とする住民の把握に向け避難行動要支援者名簿の作成、更新に取り組む。
- 避難行動要支援者名簿の作成を踏まえ、一人ひとりの確実な避難体制の強化に向け、自主防災組織や民生委員、自治会、町の連携のもと、避難支援者の決定や個別避難計画の作成により避難支援体制の強化に努める。

(主要な施策・事業)

- ・ 避難行動要支援者名簿の作成（災害時要配慮者避難支援）
- ・ 災害時要配慮者避難支援体制の確立

事前に備えるべき
目標②

大規模災害等の発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われること（それがなされない場合の必要な対応を含む）

リスクシナリオ 2-1 食料・飲料水等、生命に関わる物資供給が長期に停止する事態

2-1-① 適切な役割分担のもとでの備蓄

- 被害想定に基づいた備蓄計画の策定を行うとともに、自助・共助・公助の適切な役割分担のもとで備蓄の推進に取り組む。
- 家庭や地域において、一人3日分以上の食料・備蓄を促していくため、啓発活動や自主防災組織における備蓄の支援に取り組む。

(主要な施策・事業)

- ・ 備蓄品整備事業
- ・ 家庭や地域における備蓄の促進に向けた啓発（防災出前講座）

2-1-② 事業者との連携強化

- 事業者との「災害時における自動販売機の無料解除」や「災害時における物資の供給に関する協定」の締結に取り組み、大規模災害時における食料・飲料水等の確保に向けた体制整備に取り組む。

(主要な施策・事業)

- ・ 災害時における物資の供給に関する協定の締結

2-1-③ 災害に強い道路網の形成

- 関係機関との連携のもと、災害に強い道路網の形成に向け、道路や橋梁の長寿命化計画の推進に努める。
- 道路施設の防災対策を実施することにより、道路施設の耐震補強工事等により災害時に分断することのない道路網を形成、橋梁の老朽化対策として長寿命化計画に基づき予防的な修繕及び計画的な架け替えをおこなう。また、道路のり面の崩壊等の危険箇所について防災工事を行う。
- 農道の適正管理と農業基盤の強化

(主要な施策・事業)

- ・道路、橋梁の長寿命化計画の推進
- ・まんのう町橋梁長寿命化計画に基づく橋梁修繕
- ・国道や県道等主要道路の災害時う回路の整備
- ・農業農村整備土地改良関係事業
- ・町単独土地改良事業

2-1-④ 速やかな道路啓開の実現

- 香川県道路啓開計画に基づき、県・町・事業者の役割分担の明確化や訓練の実施により、速やかな道路啓開への備えに取り組む。
- 土木・建設事業者との「災害時における応急対策業務に関する協定」の締結に取り組み、町内の道路啓開の速やかな実施に向けた体制整備に取り組む。
- 道路啓開において発生する災害廃棄物や土砂の仮置場の確保に向け、候補地の抽出を行う。
- 災害時の応急対策活動が円滑かつ迅速に実施できるように、町有車両を緊急通行車両として届出（事前届出制度）を行う。また、ライフライン事業者や建設事業者、医療機関に対して緊急通行車両・規制除外車両の事前届出制度の周知に努める。

(主要な施策・事業)

- ・災害時における応急対策業務に関する協定の締結
- ・町内の道路啓開計画の策定検討
- ・関係機関と連携した道路啓開の訓練の実施
- ・町有車両の緊急通行車両としての届出

2-1-⑤ 緊急時の輸送体制の確立

- 緊急時の輸送体制の確立に向け、これまでに整備した緊急用ヘリコプター離着陸場の維持管理や新規整備場所の確保に取り組む。
- 緊急時における物資の搬入・搬出の円滑な実施に向け、関係機関との連携のもと、物資の配送計画の作成に取り組む。

(主要な施策・事業)

- ・緊急用ヘリコプター離着陸場の維持管理
- ・緊急用ヘリコプター離着陸場整備事業

リスクシナリオ 2-2 多数かつ長期にわたり、孤立集落等が同時に発生する事態

2-2-① 孤立集落の発生抑制

- 孤立が予想される集落をあらかじめ想定しておくとともに、当該集落付近に緊急用ヘリコプター離着陸場の整備に取り組む。

(主要な施策・事業)

- ・ 緊急用ヘリコプター離着陸場整備事業

2-2-② 情報の孤立防止対策

- 土砂の崩壊や電柱の倒壊が発生した場合、電話線の切断による通信障害から情報の孤立が生じるおそれがある。そのため、孤立が想定される集落において、非常時に外部との通信が確保できるように災害に強い情報通信設備の配備に努める。

(主要な施策・事業)

- ・ 災害に強い情報通信設備の配備（多様な情報通信手段の活用）
- ・ まんのう町行政放送告知施設整備事業
- ・ 防災関連機器整備更新業務

リスクシナリオ 2-3 警察・消防等の被災により、救助・救急活動等が絶対的に不足する事態

2-3-① 自助・共助による救助・救急活動の体制強化

- 大規模災害時においては、警察・消防等が被災したり、土砂の崩壊等を起因とした道路閉塞が生じることにより、救助・救急活動を担う機関の対応が困難になる事態が想定されることから、消防団や自主防災組織による救助・救急活動の体制強化として、救助・救急対応に関する訓練や救命講習会の実施、消防団や自主防災組織における防災資機材の整備に努める。

(主要な施策・事業)

- ・ 消防団演習・訓練等実施事業
- ・ 消防団車両整備・更新
- ・ 消防団資機材・装備品の整備
- ・ まんのう町自主防災組織育成事業
- ・ まんのう町自主防災組織連絡協議会活動事業
- ・ まんのう町自衛消防に対する補助金交付

2-3-② 消防団等の活動の活性化

「1-2-⑤ 消防団等の活動の活性化」と内容は同じ。

2-3-③ 災害に強い道路網の形成

「2-1-③ 災害に強い道路網の形成」と内容は同じ。

2-3-④ 速やかな道路啓開の実現

「2-1-④ 速やかな道路啓開の実現」と内容は同じ。

2-3-⑤ 緊急時の搬送体制の確立

「2-1-⑤ 緊急時の輸送体制の確立」と内容は同じ。

2-3-⑥ 情報共有体制の強化

- 自衛隊等の救助・救急活動部隊との情報共有体制の強化に努める。
- まんのう町業務継続計画の見直しを実施し、発災時に必要な人員の算出を行い受援人員数の把握をするように努める。

(主要な施策・事業)

- ・ 受援計画の作成

リスクシナリオ 2-4 多数の避難者への避難所・福祉避難所の供与や避難所生活が困難となる事態

2-4-① 避難所の確保

- 災害の種別に応じた避難所の確保に努めるとともに、拠点避難所における備蓄の整備に努める。

(主要な施策・事業)

- ・ 拠点避難所の機能強化（備蓄品整備事業）

2-4-② 避難所の開設・運営体制づくり

- 地域住民が主体となった避難所の開設・運営の体制づくりに向け、避難所運営マニュアルの作成やマニュアルを使用した訓練の実施に取り組む。

(主要な施策・事業)

- ・避難所運営マニュアルの作成、見直し
- ・避難所運営マニュアルに基づく訓練

2-4-③ 福祉避難所の確保

- 災害時における要配慮者の收容保護のために、「災害時における福祉避難所の設置及び管理運営に関する協定」の締結に取組み、福祉避難所の確保に努める。また、関係機関との連携のもと福祉避難所運営訓練や介護をする人の人材確保に努める。

(主要な施策・事業)

- ・「災害時における福祉避難所の設置及び管理運営に関する協定」の締結
- ・福祉避難所設置・運営マニュアルの作成と訓練の実施
- ・広域福祉避難所訓練（福祉避難所整備事業）
- ・介護をする人の事前登録による人材確保

リスクシナリオ 2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能が麻痺する事態

2-5-① 医療機能の維持

- 琴南地区の医療救護の中心となるまんのう町国民健康保険造田及び美合診療所は施設の耐震化が行われており、BCPや職員初動マニュアルの作成・見直しにより、災害時における医療機能の維持を図る。
- まんのう町国民健康保険造田及び美合診療所における救護訓練の実施に努めるとともに、地域と協働での訓練を通じて、地域の医療関係者との連携強化に努める。
- 大規模災害時には、まんのう町国民健康保険造田及び美合診療所に琴南地区の医療救護所が開設されることの周知を図る。

(主要な施策・事業)

- ・まんのう町国民健康保険診療所における救護訓練
- ・まんのう町災害医療救護計画の作成
- ・まんのう町国民健康保険診療所のBCP見直し
- ・まんのう町国民健康保険診療所の初動マニュアルの作成
- ・救護病院や医療救護所の開設に関する周知
- ・災害時医療救護活動ガイドラインの作成、見直し

2-5-② 薬剤の備蓄

- 大規模災害時には、医療機関が被災したり、土砂の崩壊等を起因とした道路閉塞が生じたりすることにより、医療機能が麻痺する事態が想定されることから、医療救護所で必要となる薬剤の備蓄に努める。

(主要な施策・事業)

- ・ 薬剤の備蓄

2-5-③ 地域での医療体制の確保

- 道路網の寸断が発生した場合においても、地域での医療の提供が可能となるように、各地域に在住する医療関係者のネットワークの形成や地域での資機材の保管に努める。

(主要な施策・事業)

- ・ 地域に在住する医療関係者のネットワークづくり
- ・ 医療救護所の開設に必要な資機材の整備・保管

2-5-④ 災害に強い道路網の形成

「2-1-③ 災害に強い道路網の形成」と内容は同じ。

2-5-⑤ 速やかな道路啓開の実現

「2-1-④ 速やかな道路啓開の実現」と内容は同じ。

2-5-⑥ 緊急時の搬送体制の確立

「2-1-⑤ 緊急時の輸送体制の確立」と内容は同じ。

リスクシナリオ 2-6 被災地における疫病・感染症等が大規模発生する事態

2-6-① 健康支援活動の体制整備

- 災害発生後は、生活環境の悪化や被災の心理的影響から、体調を崩したり、病気になったりすることも想定されることから、関係機関との連携のもと、被災者の健康支援に当たる。

(主要な施策・事業)

- ・ 香川県災害時保健活動マニュアルに基づく災害発生後の被災者の健康支援体制の構築および心のケアの体制づくり

2-6-② 心の健康への専門的な支援の推進

- 被災による心的外傷後ストレス障害（PTSD）、生活の激変による依存症に対して、関係機関との連携のもと専門的な相談・支援が行える体制づくりに努める。

（主要な施策・事業）

- ・ 香川県災害時保健活動マニュアルに基づく災害発生後の被災者の健康支援体制の構築および心のケアの体制づくり

2-6-③ 感染症等の予防、防疫活動の実施体制の整備

- 避難所における感染症やインフルエンザの流行を予防するため、マスクの着用や手指の消毒の奨励、防疫活動に努める。また、感染症の発症が確認された際の患者の隔離、消毒の実施等の蔓延防止措置についても検討しておく。

（主要な施策・事業）

- ・ 感染症対策の実施に向けた体制強化
- ・ 防疫活動の実施に向けた体制強化

事前に備えるべき

目標③

大規模災害等の発生直後から必要不可欠な行政機能が確保されること

リスクシナリオ 3-1 被災による現地の警察機能の大幅な低下により、治安が悪化する事態

3-1-① 地域の治安の維持

- 大規模災害時においても地域の治安の維持が図られるよう、災害時における警察や町、関係機関における情報の共有に向けた体制の確認と、住民への確実な伝達手段の確認を実施する。

(主要な施策・事業)

- ・ 関係機関連絡協議会による災害時における情報共有、住民への伝達手段の確認

3-1-② 治安悪化によって生じる事態の周知

- 警察機能の低下が生じた際には、無人となった住宅・店舗、コンビニエンスストアのATM、自動販売機を狙った窃盗事件等が発生するおそれがあるため、関係機関の連携のもと、災害発生時における治安悪化によって生じる事態の周知に努める。

(主要な施策・事業)

- ・ 災害時における治安悪化によって生じる事態に関する啓発

リスクシナリオ 3-2 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能が大幅に低下する事態

3-2-① 行政機能の維持

- 大規模災害時においても適切な行政運営が図られるように、業務継続計画（BCP）や初動対応マニュアルの作成に取り組む。
- また、BCPや初動対応マニュアルが適切に実行できるよう、訓練を通じて評価・検証を行っていく。
- 大規模災害時には、職員だけの対応は困難になることから、自主防災組織をはじめとした関係団体との役割分担について検討していく。

(主要な施策・事業)

- ・ BCPの見直し
- ・ 職員初動マニュアルの見直し
- ・ 職員参集訓練の実施
- ・ 災害対策本部訓練（BCP、初動マニュアルに基づく訓練）の実施
- ・ 協定締結による関係団体との連携強化

3-2-② 職員の資質向上

- 新規採用職員の研修や職場外研修の機会において、防災・減災に関する学習機会を設けることにより、職員の資質の向上に努める。

(主要な施策・事業)

- ・ 防災関係機関より講師を招いての職員研修実施
- ・ 新規採用職員等研修事業
- ・ 普通救命講習等の講習会実施

3-2-③ 受援体制の検討

- 大規模な災害発生時においては、災害時相互応援協定に基づく県・他自治体からの職員の支援をはじめ、緊急消防援助隊や警察災害派遣隊、自衛隊の災害派遣といった様々な救援・救助部隊の活動が想定されることから、受入体制の構築に向けた受援計画の作成に取り組む。
- 応急期における救援・救助機関の活動拠点となる防災拠点施設の維持管理に取り組む。

(主要な施策・事業)

- ・ 受援計画の作成
- ・ 防災拠点施設の維持管理

事前に備えるべき
目標④

大規模災害等の発生直後から必要不可欠な情報通信機能が確保されること

リスクシナリオ 4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止する事態

4-1-① 情報通信網の耐災害性の向上

- 発災時に、停電が長期化するのを防ぐために電力会社と早期復旧に向けた協定を締結し、相互協力できる体制を構築する。
- 自主防災組織を中心に停電時に対応できるように、発電機や蓄電池等の備蓄を推進する。

(主要な施策・事業)

- ・ 電力会社との協定の締結
- ・ まんのう町自主防災組織育成事業
- ・ まんのう町自主防災組織連絡協議会活動事業

リスクシナリオ 4-2 情報通信等の長期停止による災害情報が伝達できない事態

4-2-① 情報通信網の耐災害性の向上

- まんのう町行政放送告知施設をはじめとした情報伝達手段の耐災害性の向上を図る。
- 避難所において災害情報の円滑な収集が可能になるように避難所へのWi-Fi設備の設置の検討を行う。

(主要な施策・事業)

- ・ まんのう町行政放送告知施設整備・更新
- ・ 主要な避難所へのWi-Fi設備の設置検討

4-2-② 多様な情報伝達手段の周知

- 災害時に、情報の寸断が発生した場合における安否確認等における情報伝達手段として、災害用ダイヤル171やWeb171等の災害用伝言板の利用方法に関する啓発に努める。

(主要な施策・事業)

- ・ 災害用ダイヤル171やWeb171等の災害用伝言板の利用方法に関する啓発

事前に備えるべき
目標⑤

大規模災害等の発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせないこと

リスクシナリオ 5-1 地場企業の生産力低下による地域経済が停滞する事態

5-1-① 事業活動の継続

- 大規模な災害が発生した際においても、事業継続が図られるよう、事業所の耐震化やBCPの作成を促す。

(主要な施策・事業)

- ・ 町商工会と協力し、地場企業のBCP作成支援

リスクシナリオ 5-2 食料等の安定供給が停滞する事態

5-2-① 農業基盤の強化

- 本町の基幹産業である第1次産業に関して、災害時においても経済活動が継続されるよう農業用水利施設の長寿命化計画の作成による産業基盤の強化に努める。

(主要な施策・事業)

- ・ 基盤整備事業
- ・ 農業農村整備土地改良関係事業
- ・ 町単独土地改良事業

事前に備えるべき
目標⑥

大規模災害等の発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧が図られること

リスクシナリオ 6-1 電気、石油、LPガスの供給が停止する事態

6-1-① エネルギー供給事業者との連携強化

- 災害時においても、速やかなエネルギーの確保が行われるよう、電気、石油、LPガスの供給事業者との協定締結により、確実な供給体制の構築や速やかな復旧への備えに取り組む。

(主要な施策・事業)

- ・ エネルギー供給事業者との協定締結

6-1-② 災害対応給油所の確保

- 大規模災害が発生した際に、確実に応急活動が実施できるように、災害対応給油所の確保に取り組む。

(主要な施策・事業)

- ・ 災害対応給油所との協定締結

リスクシナリオ 6-2 上水道等の供給が長期間にわたり停止する事態

6-2-① 香川県広域水道企業団との連絡・連携体制の構築

- 香川県広域水道企業団と平時から連絡体制の構築に努め、共同での復旧訓練、給水訓練を実施することで災害時に備える体制づくりを行う。

(主要な施策・事業)

- ・ 香川県広域水道企業団との共同訓練の実施

リスクシナリオ 6-3 汚水処理施設等が長期間にわたり機能停止する事態

6-3-① 農業集落排水施設の耐震化

- 農業集落排水施設の耐震化や農業集落排水事業BCPの作成に取り組む。

(主要な施策・事業)

- ・ 農業集落排水施設の耐震化
- ・ 農業集落排水事業BCPの作成

6-3-① 下水道管の耐震化及び広域化

- 下水道管の耐震化及び下水道事業BCPの作成に取り組む。また、下水道の広域化事業に取り組む。

(主要な施策・事業)

- ・ 下水道管の耐震化
- ・ 下水道事業のBCPの作成
- ・ 下水道事業に農業集落排水事業の統合事業

6-3-① 合併処理浄化槽の設置促進

- 老朽化した汲み取り、単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促す。

(主要な施策・事業)

- ・ 国の循環型社会形成推進交付金（浄化槽設置整備事業）を活用し設置者に補助金を交付
- ・ 香川県浄化槽設置整備事業補助金を活用し設置者に補助金を交付

リスクシナリオ 6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

6-4-① 災害に強い道路網の形成

「2-1-③ 災害に強い道路網の形成」と内容は同じ。

6-4-② 速やかな道路啓開の実現

「2-1-④ 速やかな道路啓開の実現」と内容は同じ。

6-4-③ 緊急時の輸送体制の確立

「2-1-⑤ 緊急時の輸送体制の確立」と内容は同じ。

事前に備えるべき

目標⑦

制御不能な二次災害を発生させないこと

リスクシナリオ 7-1 ため池、防災施設等の損壊・機能不全により、二次災害が発生する
事態

7-1-① ため池の対策

「1-4-③ ため池の対策」と内容は同じ。

リスクシナリオ 7-2 農地・森林等の荒廃により、被害が拡大する事態

7-2-① 森林の適正管理

「1-4-④ 森林の適正管理」と内容は同じ。

7-2-② 農地の保全・適正管理

- 中山間地域等直接支払交付金をはじめとした多様な農業振興施策の推進を図り、農地の適正管理に努める。
- 中山間地域等直接支払交付金を最大限活用することにより、及び人・農地プランの話し合いを活用した農地中間管理事業の円滑な実施により、荒廃農地の発生の抑制に努める。
- 農業委員会が実施する利用状況調査・意向調査により、荒廃農地情報の適正な管理を行う。

(主要な施策・事業)

- ・ 中山間地域等直接支払
- ・ 人・農地プランの作成
- ・ 事務の支援体制
- ・ 耕作放棄地の情報管理

事前に備えるべき
目標⑧

大規模災害等の発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること

リスクシナリオ 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

8-1-① 災害廃棄物の適正処理の体制構築

- 災害廃棄物処理計画に沿った行動マニュアルを作成し、訓練等により計画及び行動マニュアルを検証するとともに、実行性の向上に努める。
- 災害廃棄物処理等の協力について、関係機関と協定や覚書を締結し、災害発生時における処理体制の構築に努める。

(主要な施策・事業)

- ・ まんのう町災害廃棄物処理計画の検証
- ・ 災害廃棄物の受入・処理等に関する関係機関との協定

リスクシナリオ 8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

8-2-① 災害に強い道路網の形成

「2-1-③ 災害に強い道路網の形成」と内容は同じ。

8-2-② 速やかな道路啓開の実現

「2-1-④ 速やかな道路啓開の実現」と内容は同じ。

8-2-③ 建設事業者の事業継続

- 災害時においても建設事業者の事業の継続が図られるよう、BCPの策定を促す。また、災害時に活用可能な重機や資機材、人材の把握に努める。

(主要な施策・事業)

- ・ 地場企業（建設事業者）のBCP作成支援
- ・ 建設事業者の所有する重機や資機材、人材の把握

8-2-④ 多様な担い手の確保

- 社会福祉協議会と連携し、復旧・復興の重要な担い手となるボランティアの円滑な受入に向け、ボランティアセンターの開設、運営の訓練に努める。

(主要な施策・事業)

- ・ ボランティアセンター運営訓練

リスクシナリオ 8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

8-3-① 応急危険度判定等の速やかな実施

- 大規模地震の発生後、被害の拡大を防ぐとともに速やかな住まいの確保を行うために、県や建築士会との連携を図りながら、応急危険度判定を円滑に実施するための体制整備に努める。
- 大規模地震や大雨等による宅地の崩壊危険度の判定を行う被災宅地危険度判定の速やかな実施に向け、被災宅地危険度判定士の育成に努める。
- リ災証明書の円滑な発行を行うために、住家の全壊・半壊を調査する住家被害認定士の育成に努める。

(主要な施策・事業)

- ・ 建築物応急危険度判定士の招集に関する協定の締結
- ・ 被災宅地危険度判定士の育成
- ・ 住家被害認定士の育成

8-3-② 応急仮設住宅の確保

- 速やかな応急仮設住宅の確保に向け、応急仮設住宅の建設候補地の選定を行うとともに、建設事業者との協定締結を検討する。

(主要な施策・事業)

- ・ 建設事業者との協定締結
- ・ 応急仮設住宅の建設候補地の選定

8-3-③ 復興を見据えた事前の検討

- 速やかな復興事業の実現に向け、地籍調査の推進や相続手続きの適正化に努める。

(主要な施策・事業)

- ・地籍調査の推進
- ・相続手続きの適正化に向けた啓発

8-3-④ 被災者の生活再建の支援

- 被災者が早期に生活再建できるように「被災者生活再建支援制度」に関する研修を実施し、職員の対応能力の向上を図る。
- り災証明書の円滑な発行を行うために、住家の全壊・半壊等を調査する住家被害認定士の育成に努める。
- り災家屋証明書をはじめ、災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金等の各種手続きに関して、迅速かつ的確に事務処理手続きを行うため、連絡体制の強化や事務処理手続きの周知、各種手続きに関する研修に取り組む。
- 災害発生時における地方公共団体の業務をトータルの支援する「被災者支援システム」の活用に向けた研修会の実施により、災害対応時の対応能力の向上に努める。

(主要な施策・事業)

- ・建築物応急危険度判定士の招集に関する協定の締結
- ・住家被害認定士の育成
- ・被災者支援システムの活用に向けた研修会の実施
- ・各種手続きに関する研修への参加

リスクシナリオ 8-4 広域・長期にわたる浸水被害、大規模な土砂災害等の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

8-4-① 円滑な復旧・復興に備えた地籍調査事業の促進

- 着実な地籍調査事業の更なる推進を図り、まんのう町内全域の地籍図等を早期に整備する。

(主要な施策・事業)

- ・国土調査法に基づく地籍調査事業
- ・測量成果の管理・保管

事前に備えるべき

目標⑨

地域住民一人ひとりが防災・減災への備えに取り組み、自助・共助に基づく地域防災力を高めること

リスクシナリオ 9-1 住民一人ひとりの防災意識が低い状況により、被害が拡大する事態

9-1-① 住民一人ひとりの防災意識の高揚

- 防災訓練や防災学習会、学校教育・生涯学習の様々な機会を通して、住民一人ひとりの防災意識の高揚に努める。
- 防災士連絡協議会と連携し、町内の各種イベントや公民館行事で防災に関する啓発ブースの開設を行い、住民に防災を身近に感じていただく取り組みを行う。

(主要な施策・事業)

- ・ 防災教育の体系化の検討
- ・ 防災講習の実施
- ・ 出前講座の実施
- ・ 防災士連絡協議会に対する支援事業

9-1-② 防災訓練の実施

- 定期的な防災訓練の実施に努めるとともに、災害の種別に応じた訓練に努める。

(主要な施策・事業)

- ・ 防災訓練や防災学習会の開催

リスクシナリオ 9-2 人口減少、少子高齢化等の進行により、地域防災力の低下が生じる事態

9-2-① 地域の防災活動の担い手の育成

- 地域の防災活動の担い手となる自主防災組織をはじめ、消防団や女性防火クラブの活動支援に努める。
- また、地域の防災活動のリーダーとなる人材育成に向け、防災士の資格取得の支援に取り組む。
- 小中学校の授業の中で防災教育を実施し、次世代の防災リーダーの創出、各個人の防災意識の向上を図る取り組みを行う。

(主要な施策・事業)

- ・ まんのう町自主防災組織育成事業
- ・ まんのう町自主防災組織連絡協議会活動事業
- ・ 防災士の育成支援
- ・ 小中学校での防災教育事業

9-2-② 多様な組織の連携強化

- 住民、自主防災組織、学校、事業者、ボランティア、国、県、町、その他の関係者が、協働の体制により、防災・減災対策に努める。

(主要な施策・事業)

- ・ 幅広い年齢を対象にした防災活動への参加機会の創出

第5章 施策の重点化

第1節 施策の重点化の考え方

第2節 重点化すべき施策

第5章

施策の重点化

第1節 施策の重点化の考え方

1 施策の重点化の考え方

まんのう町においても大規模な被害が発生すると予想されている、南海トラフ地震では建物倒壊を起因とする人的被害が多くなっている。また、地震の揺れによる急傾斜地の崩壊の発生においても人的被害の発生が懸念される。

また、近年過去に類を見ない大規模な風水害が全国で発生しており、本町においても、いつ大災害が発生しても不思議でない状況下にある。

そこで、以下の目標を掲げ、効果的・重点的に施策の推進を図ることとする。

■施策の重点化における目標

自然災害による犠牲者をゼロに向けて
～町民の生命を守る～

本町において、多くの犠牲者が想定される南海トラフ地震、大規模な風水害が発生した場合においても、確実な避難行動や災害に強いまちづくりの実現等により、一人の犠牲者も出さないという決意を持って取組を進める。

第2節 重点化すべき施策

施策の重点化の目標に掲げた「自然災害による犠牲者をゼロに向けて～町民の生命を守る～」の実現に向け、以下のリスクシナリオに該当する施策・事業を「重点化すべき施策」として位置付ける。

リスクシナリオ
1-1

建物倒壊等による多数の死傷者、自力脱出困難者が発生する事態

南海トラフ地震の被害想定にて最も多くの死者が想定されている「建物倒壊」への対策は、目標の実現に向けて最も重要な取組と言える。

そのため、自らの命は、自らが守るという【自助】の意識を高め、住宅の耐震化や家具の転倒防止対策等の取組の加速化を図る。

リスクシナリオ
2-3

警察・消防等の被災により、救助・救急活動等が絶対的に不足する事態

大規模災害時においては、警察・消防等が被災したり、土砂の崩壊等を起因とした道路閉塞が生じることにより、救助・救急活動を担う機関の対応が困難になる事態が想定されることから、消防団や自主防災組織による救助・救急活動の体制強化し、救助・救急対応に関する訓練や救命講習会の実施、消防団や自主防災組織を中心とした避難訓練の実施を推進し、【共助】による減災・防災を実現する。

リスクシナリオ
3-2

行政機関の職員・施設等の被災による行政機能が大幅に低下する事態

大規模災害時においても適切な行政運営が図られるように、業務継続計画（BCP）や初動対応マニュアルの作成に取組み、計画をもとにした訓練を継続的に実施する。それにより、発災後でも地域住民の方々に対して、行政サービスを安定して提供する【公助】をおこなえる体制づくりに取組む。

リスクシナリオ
9-1

住民一人ひとりの防災意識が低い状況により、被害が拡大する事態

「犠牲者をゼロ」の実現には、災害対応を“自分事”として考え、住民一人ひとりの防災意識を高めていくことが不可欠である。

町民が防災に触れる機会を創出し、防災学習、自主防災組織による防災訓練等に、住民一人ひとりが積極的に参加する機運を高めるための取組を推進する。

第6章 計画の推進管理

第1節 計画の推進期間等

第2節 計画の推進方法

第6章 計画の推進管理

第1節 計画の推進期間等

計画期間は社会情勢の変化や「国土強靱化基本計画」及び「香川県国土強靱化地域計画」と調和を図る必要があることから、本計画の推進期間は令和2年度～令和6年度の5年間とする。

また、本計画は、本町の他の分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置付けるものであることから、国土強靱化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し及び改定時期にあわせて所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていく。

第2節 計画の推進方法

1 施策毎の推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策毎の推進管理を行うことが必要である。

このため、施策プログラムの推進に当たっては、庁内の所管部局を中心に、国や香川県等との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていく。

2 PDCAサイクルによる計画の着実な推進

計画の推進に当たっては、リスクシナリオに対応するための各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・県への政策提案を通じ、更なる施策推進につなげていくというPDCAサイクルを構築し、まんのう町強靱化のスパイラルアップを図っていく。

参考資料

- 1 まんのう町国土強靱化地域計画策定検討委員
- 2 まんのう町国土強靱化地域計画策定検討委員会設置要綱

参考資料

1 まんのう町国土強靱化地域計画策定検討委員

所属名	職名	備考
まんのう町長	町長	委員長
まんのう町副町長	副町長	副委員長
まんのう町教育委員会	教育長	副委員長
まんのう町総務課	課長	
まんのう町企画政策課	課長	
まんのう町地域振興課	課長	
まんのう町税務課	課長	
まんのう町住民生活課	課長	
まんのう町福祉保険課	課長	
まんのう町健康増進課	課長	
まんのう町農林課	課長	
まんのう町建設土地改良課	課長	
まんのう町地籍調査課	課長	
まんのう町仲南支所	支所長	
まんのう町琴南支所	支所長	
まんのう町会計室	室長	
まんのう町議会事務局	事務局長	
まんのう町学校教育課	課長	
まんのう町生涯学習課	課長	

2 まんのう町国土強靱化地域計画策定検討委員会設置要綱

(令和2年2月20日告示第19号)

(設置)

第1条 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）及び香川県国土強靱化地域計画に基づき、本町における国土強靱化に資する施策の推進に関する基本的な計画となるまんのう町国土強靱化地域計画（以下、「町国土強靱化地域計画」という。）の策定等を行うために、まんのう町国土強靱化地域計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 本町における国土強靱化の基本的な方針に関すること。
- (2) 町国土強靱化地域計画の策定及び変更に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員長が特に必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は町長をもって充て、副委員長は副町長及び教育長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) まんのう町行政組織規則（平成18年3月20日規則第3号。以下「行政組織規則」という。）第8条に規定する課長

[まんのう町行政組織規則（平成18年3月20日規則第3号。以下「行政組織規則」という。）第8条]

- (2) 行政組織規則第10条に規定する会計室長

[行政組織規則第10条]

- (3) まんのう町役場支所及び出張所設置条例（平成18年3月20日条例第8号）第1条に規定する支所長

[まんのう町役場支所及び出張所設置条例（平成18年3月20日条例第8号）第1条]

- (4) まんのう町議会事務局設置条例（平成18年5月12日条例第171号）第2条に規定する事務局長

[まんのう町議会事務局設置条例（平成18年5月12日条例第171号）第2条]

(5) まんのう町教育委員会事務局組織規則(平成18年3月20日規則第4号)第5条に規定する課長及び次長

[まんのう町教育委員会事務局組織規則(平成18年3月20日規則第4号)] [第5条]

4 委員会は、必要に応じて専門的な知識を有する者から意見を聴くことができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(専門部会の設置)

第6条 委員会は、まんのう町国土強靱化地域計画策定について、より専門的な協議を行うために専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員は、関係する職員の中から委員長が指名するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年3月1日から施行する。

